

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、多久市納所土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成 29 年 10 月 27 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	鈴山 和孝	多久市東多久町大字納所3086番地	平成28年 8 月 14 日 退任
監事	松瀬 初彦	〃 〃 〃 2051番地	平成29年 2 月 8 日 退任
理事	平林 和將	〃 〃 〃 2698番地イ第 1	平成29年 3 月 28 日 就任
監事	円城寺 忠博	〃 〃 〃 2176番地	〃